

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日は、次に当たる翌日)

技能労務職員の給与に関する規則(昭和三十二年十月鳥取県規則第四十  
六号)の一部を次のように改正する。

第五条第四項中「六十円」を「八十円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行し、昭和四十二年四月一日から適用す  
る。

(給与の内払)

2 改正前の技能労務職員の給与に関する規則の規定に基づいて昭和四十  
二年四月一日からこの規則の施行の日の前日までの間に職員に支払われ  
た給与は、改正後の技能労務職員の給与に関する規則の規定による給与  
の内払とみなす。

## 告 示

### 鳥取県告示第六百五十号

生活保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号)第四十九条の規定に基づ  
き、医療機関を次のように指定したので、生活保護法施行規則(昭和二十  
五年厚生省令第二十一号)第十二条の規定により告示する。

昭和四十二年十月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

指 定 年 月 日	名 称 所 在 地	診 療 科 名	開 設 者 名
昭和四十二年十月二日	前場医院 倉吉市上福田五〇二の二 内科、小児科 安梅正威		

技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則  
鳥取県規則第四十九号

昭和四十二年十月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

## 鳥取県告示第六百五十一号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定により、次のように保険医療機関及び保険薬局を指定したので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第二条の規定により告示する。

昭和四十二年十月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

名 称	所 在 地	診療科名	開設者氏名	指定年月日	採用 点数表
医療法人寿生会 幡 病 院	鳥取市 吉方二五 の一	精神科、 神経科	幡 美枝子	昭和四十二年 十月一日 甲表 点数表	
音 田 内 科	倉吉市 東町四三五	放射線科 内科、 外科	音 田 作 衛	乙表 点数表	
福 井 内 科	東伯郡 東伯町大字鉢	福 島 韶	福 井 韶	乙表 点数表	
福 島 薬 局	境港市中町九三	福 島 哲	福 島 哲	乙表 点数表	
米 子 医 療 生 活 協 同 組 合 米 子 診 療 所	二 丁 目 一 五 富士見町 一二六の二	松 田 勝 三	同 組 合 組 合 長 生 活 協 同 組 合 組 合 長 生 活 協	〃	
前 場 医 院	倉吉市上福田 五〇二ノ二	安 梅 正 威	小 内 科、 小 兒 科	乙表 点数表	

## 鳥取県告示第六百五十三号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定により、医療機関を次のとおり指定したから、結核予防法施行規則(昭和二十六年厚生省令第二十六号)第二十六条の規定により告示する。

昭和四十二年十月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

姓 名	住 所	及 び 番 号	登 録 の 年 月 日
栗 原 達 郎	鳥取市吉方二四八	鳥医一、二八四	昭和四十二年十月九日

指 定 年 月 日	名 称	所 在 地	開 設 者
昭和四十二年十月二十日	前 場 医 院	倉吉市上福田	安 梅 正 威

## 鳥取県告示第六百五十五号

食糧管理法施行規則(昭和二十二年農林省令第百三三号)第三十五条第一項の規定に基づき、次のとおりとう精業者の登録をしたので、同規則同条

第二項の規定により告する。

昭和四十二年十月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定により、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第九条の規定により告示する。

00916

3 昭和24年10月20日 金曜日

## 鳥取県公報

第3879号 (第三種郵便物認可)

登録番号	登録年月日	氏名	住所	営業所の所在地
米振第三号	昭和四二、一〇、五 潮	一雄	米子市大崎一区 二一七六の一	住所に同じ

## 鳥取県告示第六百五十四号

食糧管理法施行規則(昭和二十二年農林省令第百三号)第三十五条の四第一項の規定に基づき、次のとおり米飯提供業者の登録をしたので、同規則同条第四項の規定により告示する。

昭和四十二年十月二十日

鳥取県知事 石破二朗

登録番号	登録年月日	氏名	屋号又は名称	住所	営業所の所在地
八振第八三号	昭和四二、一〇、一	寺坂春子	国米六之助	三	
八振第二四四号	"	中原春子	うなみや	滝	
"	"	門脇輝男	なかはら	"	
"	"	蓬萊軒	倉吉市上井町	八丁目一〇の	八頭郡智頭町
"	"	伊木三四五	倉吉市上井町内	一丁目駅前マケツト内	の一頭五五住所に同じ。
"	"	住所に同じ。			